

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 1 4 回 本 部 会 議

日時：令和2年5月25日（月）

場所：本庁3階テレビ会議等

1 開 会

2 状況報告

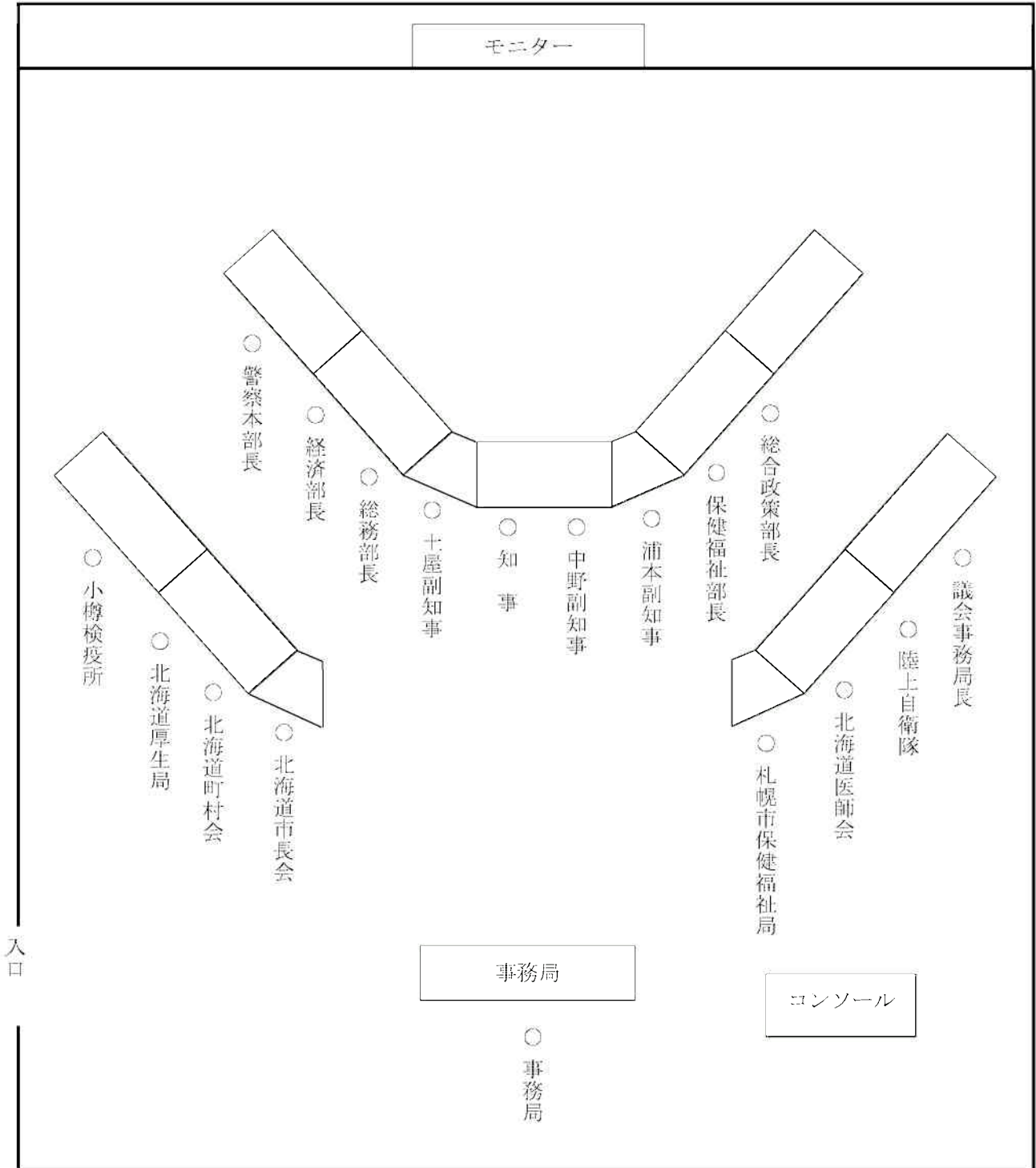
3 その他

4 知事発言

5 閉 会

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
令和2年(2020年)5月25日(月)



新型コロナウイルス感染症について

保健福祉部 (R2.5.25)

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況

別紙のとおり

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

5月24日0時までに確認されている感染者は **16,550**例

入院治療等を要する者 **2,287**名、死亡者は **820**名

2 国などの対応

(1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）

(2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）

(3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）

(4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定

(5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。

(6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼

(7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加

(8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加

(9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。

(10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。

(11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。

(12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。

(13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表

(14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。

(15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）

(16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定

(17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。

(18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）

(19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。

(20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。

(21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創

- 設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
 - (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
 - (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
 - (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
 - (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
 - (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
 - (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
 - (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
 - (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
 - (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
 - (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
 - (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
 - (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
 - (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
 - (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
 - (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。
 - (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
 - (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
 - (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
 - (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
 - (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。

- (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。(4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで)
- (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県(13都道府県)」として明記。
- (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
- (47) 4月22日、専門家会議見解(「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」)
- (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化(入国拒否を87の国と地域に拡大(4月29日から適用))。
- (49) 5月1日、専門家会議見解(「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」)
- (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (52) 5月4日、専門家会議見解(「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めることが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など)
- (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。
- (54) 5月14日、専門家会議見解(「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」、「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など)
- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(一部解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更(関西3府県が解除)され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。

(59) 5月25日、緊急事態解除宣言。

3 道の対応

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
 - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供
Q & A、休日夜間の電話対応開始
道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
 - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター
1月23日、観光関係団体等
1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）
1月30日、交通事業者への衛生管理徹底
2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
 - (ウ) 保健所等による相談対応
1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況

1月23日	庁議	
1月24日	緊急保健所長会議	
1月24日	感染症危機管理対策本部幹事会開催	
1月28日	〃	本部設置、第1回本部会議開催
1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催

4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催

- (6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。＜5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班）
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。
- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を发出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ发出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。

- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。
- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (34) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (35) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
- (36) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (37) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (38) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (39) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (40) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (41) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (42) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (43) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (44) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (45) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (46) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (47) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。

- (48) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
- (49) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
- (50) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (51) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (52) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (53) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (54) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
- (55) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
- (56) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

令和2年5月25日17時00分現在

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1025	5/22	70代	男性	札幌市	札幌市公表中
1026	5/22	90代	男性	札幌市	再陽性 No775 札幌市公表中
1027	5/22	40代	女性	札幌市	院内感染者（北海道がんセンター） 札幌市公表中
1028	5/22	70代	女性	空知総合振興局管内	No868、No1022 現在調査中
1029	5/22	20代	男性	オホーツク総合振興局管内 （大空町）	現在調査中
1030	5/22	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	障がい者支援施設 現在調査中
1031	5/23	80代	男性	札幌市	札幌市公表中
1032	5/23	40代	女性	札幌市	No1019、No1033 札幌市公表中
1033	5/23	60代	女性	札幌市	No1019、No1032 札幌市公表中
1034	5/23	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中
1035	5/23	非公表	女性	札幌市	あり 札幌市公表中
1036	5/23	90代	女性	札幌市	札幌市公表中
1037	5/23	非公表	非公表	非公表	再陽性 No非公表 現在調査中
1038	5/23	80代	女性	石狩振興局管内 （石狩市）	介護老人保健施設 現在調査中
1039	5/23	40代	男性	上川総合振興局管内	No1025 現在調査中
1040	5/24	50代	女性	空知総合振興局管内	現在調査中
1041	5/24	70代	女性	石狩振興局管内 （千歳市）	No1024、No1042 現在調査中
1042	5/24	40代	女性	石狩振興局管内 （千歳市）	No1024、No1041 現在調査中
1043	5/24	40代	男性	石狩振興局管内 （千歳市）	現在調査中
1044	5/24	70代	女性	石狩振興局管内 （千歳市）	現在調査中
1045	5/24	30代	女性	石狩振興局管内	集団感染（勤医協中央病院） 現在調査中
1046	5/24	70代	女性	札幌市	No1025 札幌市公表中
1047	5/24	非公表	非公表	非公表	札幌市公表中
1048	5/24	70代	女性	札幌市	集団感染（茨戸アカシアハイツ） 札幌市公表中
1049	5/24	70代	男性	札幌市	集団感染（茨戸アカシアハイツ） 札幌市公表中
1050	5/24	70代	男性	札幌市	集団感染（勤医協中央病院） 札幌市公表中
1051	5/24	非公表	非公表	札幌市	集団感染（勤医協中央病院） 札幌市公表中

新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

令和2年5月25日17時00分現在

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1052	5/24	非公表	非公表	非公表	集団感染（勤医協中央病院） 札幌市公表中
1053	5/24	50代	男性	札幌市	集団感染（勤医協中央病院） 札幌市公表中
1054	5/24	80代	男性	札幌市	集団感染（勤医協中央病院） 札幌市公表中
1055	5/25	60代	男性	札幌市	札幌市公表中
1056	5/25	70代	女性	札幌市	No.1016 札幌市公表中

■検査及び患者の状況（5月25日現在）

	検査件数	12,496	
1	陽性累計	1,056	A
2	陰性確認済累計	736	B
3	死亡累計	83	C
4	現在患者数	237	D (A - B - C)

■宿泊療養施設入所者数

（5月25日16時30分現在）

施設名	入所者数	退所者数	総入所者数
東横INN札幌すすきの南	0	0	0
リッチモンドホテル札幌駅前	0	0	0
アパホテル&リゾート札幌	1	1	12
合 計	1	1	12

**「新型コロナウイルス感染症」
感染拡大防止に向けた
「北海道」における取組**

【令和2年5月25日】

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた 「北海道」における取組

区 域 北海道内全域

期 間 令和2年5月25日（月）から令和2年5月31日（日）まで

- 実施内容**
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた緊急事態措置を解除。
 - ・いまだ感染者が確認されている状況を踏まえ、引き続き、感染症のまん延防止に向けた取組を進めるとともに、「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」の実践など「新北海道スタイル」の構築に取り組んでいく。

感染症のまん延防止に向けた取組

- 外出自粛の要請等
- 施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請（協力依頼）

「新しい生活様式」の実践

- 感染防止の徹底
- 「北海道ソーシャルディスタンスング」の促進
- スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

感染症のまん延防止に向けた取組

■ 外出自粛の要請等

- 道民に対し、接触機会の低減に向けた不要不急の外出自粛について要請。
特に、新規感染者の発生が多い石狩振興局管内においては、健康の維持増進、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を強く要請 [特措法第24条第9項]
- クラスターが多数発生しており、感染経路が不明な新規患者の多い札幌市その他の地域との不要不急の往来自粛を要請 [特措法第24条第9項]
- 職場への出勤の際には、「時差出勤」や「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」の徹底、加えて、「在宅勤務（テレワーク）」の積極的な活用促進を要請 [特措法第24条第9項]
- 特に、これまでクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を要請 [特措法第24条第9項]
- 全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来自粛を要請 [特措法第24条第9項]

感染症のまん延防止に向けた取組

■ 施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請

- 施設管理者又は催物（イベント）の主催者に対し、施設の使用停止若しくは催物（イベント）の開催停止を要請 [特措法第24条第9項]
- 学校（大学等を除く）は5月31日（日）まで臨時休業を要請 [特措法第24条第9項]
- 上記以外の「3つの密（密閉・密集・密接）」が重なる懸念のある集会・イベントの開催について、自粛を要請 [特措法第24条第9項]

「新しい生活様式」の実践

道民及び事業者が互いに連携し感染拡大の防止に努め、「新しい生活様式」の実践などに取り組む「北海道スタイル」の構築を目指し、以下の取組を進める。

■ 感染防止の徹底

- 道民に対し、改めて「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請
- 事業者に対し、感染拡大防止の取組内容を可視化するなど、業種別などのガイドラインを参考に具体的な取組を進め、感染拡大防止に向けた対策を要請

■ 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進

- 道民及び事業者に対し、大切な人の命を守るため、社会生活の中で、人と人との物理的な距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていくことを要請

■ スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

- 道民及び事業者・管理者に対し、スーパーマーケット等や商店街での生活必需品の購入や公園等での散歩などの散歩などの維持に必要な場合においても、感染拡大防止のための対策が講じられるよう要請 [特措法第24条第9項]

施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請

対象施設一覧①

石狩振興局管内

■ 基本的に休止を要請する施設

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物（イベント）の開催の停止要請	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
運動・遊技施設		スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、体育館、水泳場、ボウリング場、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場 等
商業施設		科学館、記念館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
大学・学習塾等	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
学校	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。 学校（大学等を除く。）	

施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請

対象施設一覧②

石狩振興局管内以外の地域

■ 基本的に休止を要請する施設

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物（イベント）の開催の停止要請	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
運動・遊技施設		スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ

施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請（協力依頼）

対象施設一覧 ③

■ 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策（※）の協力を要請） ※別表参照

施設の種類	要請内容	内 訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
社会福祉施設 等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ 等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
生活必需物資 販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策等の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関 等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場 等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・ 官公署 等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

施設の使用停止・催物(イベント)の開催停止(自粛)の要請(協力依頼)

別表 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組(例)
発熱者等の施設への入場防止	<p>従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止</p> <p>来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限</p>
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<p>店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)</p> <p>換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)</p> <p>密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</p>
飛沫感染、接触感染の防止	<p>従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</p> <p>来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</p> <p>店舗・事務所内の定期的な消毒</p>
移動時における感染の防止	<p>ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)</p> <p>従業員の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)</p> <p>出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限</p>

スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）

目的	要請の対象	具体的な取組（例）
<p>スーパーマーケット等、商店街での3密（密閉・密集・密接）の防止</p>	<p>道民の皆さま</p>	<p>買い物における外出を分散するため、毎日の買い物を3日に1回程度に変える</p> <p>買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞る</p> <p>食料品など、必要以上の買いだめなどはしない</p> <p>【スーパーマーケット等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、ヘルプマーク着用者、妊婦など、専用の買い物時間を設定する ・買い物カゴ数の制限による入店抑制を行う ・特売広告やポイントアップを中止する ・イートインスペースの中止・袋詰めスペースを拡大する
<p>公園等での3密（密閉・密集・密接）の防止</p>	<p>道民の皆さま</p> <p>事業者の皆さま</p>	<p>【商店街】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3密防止の横断幕やチラシを作成し、商店街への来街者に注意喚起を呼び掛ける ・特売広告やポイントアップを中止する ・カラーコーンなどによりソーシャルディスタンスの確保を掲示する <p>少人数で混雑時を避ける</p> <p>人と人との距離を適切に取る</p> <p>使い方の工夫や感染対策について、利用者への協力を呼び掛ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園はすいた時間、場所を選ぶ ・施設の利用状況によっては、利用制限を行うこともあり得る旨、あらかじめ周知

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料 2 - 2

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	対象	うち1,000㎡以下施設	対象	
遊興施設等	キャバレー	対象	対象	対象	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	ナイトクラブ	対象	対象	対象	対象	
	ダンスホール	対象	対象	対象	対象	
	スナック	対象	対象	対象	対象	
	バー	対象	対象	対象	対象	
	ダーツバー	対象	対象	対象	対象	
	パブ	対象	対象	対象	対象	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	対象	対象	対象	対象	
	スーパースタジオ	対象	対象	対象	対象	
	のぞき劇場	対象	対象	対象	対象	
	ストリップ劇場	対象	対象	対象	対象	
	性風俗店	対象	対象	対象	対象	
	デリヘル	対象	対象	対象	対象	
	アダルトショップ	対象	対象	対象	対象	
	個室ビデオ店	対象	対象	対象	対象	
	ネットカフェ	対象	対象	対象外	対象外	
	漫画喫茶	対象	対象	対象外	対象外	
カラオケボックス	対象	対象	対象	対象		
射的場	対象	対象	対象	対象		
ライブハウス	対象	対象	対象	対象		
場外馬（車・舟）券場	対象	対象	対象	対象		
運動・遊技施設	棒育館	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 ※1 屋内施設は、使用停止の要請の対象とする ※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	対象	対象外	対象外	
	ボウリング場	対象	対象	対象外	対象外	
	スケート場	対象	対象	対象外	対象外	
	スポーツクラブ	対象	対象	対象	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	対象	対象	対象	
	ゴルフ練習場（※1）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	バッティング練習場（※1）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	陸上競技場（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	野球場（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	テニスコート（※2）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	柔剣道場	対象	対象	対象外	対象外	
	弓道場	対象外	対象外	対象外	対象外	
	マージャン店	対象	対象	対象外	対象外	
パチンコ屋	対象	対象	対象外	対象外		
ゲームセンター	対象	対象	対象外	対象外		
テーマパーク	対象	対象	対象外	対象外		
遊園地	対象	対象	対象外	対象外		
劇場等	劇場	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	観覧場	対象	対象	対象外	対象外	
	プラネタリウム	対象	対象	対象外	対象外	
	映画館	対象	対象	対象外	対象外	
演芸場	対象	対象	対象外	対象外		

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料 2 - 2

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	対象	うち1,000㎡以下施設	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	公会堂	対象	対象	対象外	対象外	
	展示場	対象	対象	対象外	対象外	
	賞会議室	対象	対象	対象外	対象外	
	文化会館	対象	対象	対象外	対象外	
	多目的ホール	対象	対象	対象外	対象外	
	神社	対象外	対象外	対象外	対象外	
	寺院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	教会	対象外	対象外	対象外	対象外	
	博物館	対象外	対象外	対象外	対象外	
	美術館	対象外	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	図書館	対象外	対象外	対象外	対象外	
	科学館	対象	対象外	対象外	対象外	
	記念館	対象	対象外	対象外	対象外	
商業施設	水族館	対象	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	動物園	対象	対象外	対象外	対象外	
	植物園	対象	対象外	対象外	対象外	
	ホテル（集客の用に供する部分に限る）	対象	対象外	対象外	対象外	
	旅館（集客の用に供する部分に限る）	対象	対象外	対象外	対象外	
	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	対象外	対象外	対象外	
	ペット美容室（トリミング）	対象	対象外	対象外	対象外	
	宝石類や金銀の販売店	対象	対象外	対象外	対象外	
	住宅展示場（集客活動を行い来場を促すもの）	対象	対象外	対象外	対象外	
	古物商（質屋を除く）	対象	対象外	対象外	対象外	
	金銀ショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	古本屋	対象	対象外	対象外	対象外	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	対象外	対象外	対象外	
	囲碁・将棋盤店	対象	対象外	対象外	対象外	
	DVD/ビデオショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	DVD/ビデオレンタル	対象	対象外	対象外	対象外	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	対象外	対象外	対象外	
	ゴルフショップ	対象	対象外	対象外	対象外	
	土産物店	対象	対象外	対象外	対象外	
	旅行代理店（店舗）	対象	対象外	対象外	対象外	※1 主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は要請の対象外。
アイドルグッズ専門店	対象	対象外	対象外	対象外		
ネイルサロン	対象	対象外	対象外	対象外		
まつ毛エクステンション	対象	対象外	対象外	対象外		
スーパー銭湯	対象	対象外	対象外	対象外		
岩盤浴	対象	対象外	対象外	対象外		
サウナ	対象	対象外	対象外	対象外		
温泉（※1）	対象	対象外	対象外	対象外		
エステサロン	対象	対象外	対象外	対象外		
日焼けサロン	対象	対象外	対象外	対象外		
脱毛サロン	対象	対象外	対象外	対象外		
写真屋	対象	対象外	対象外	対象外		
フォトスタジオ	対象	対象外	対象外	対象外		
美術品販売	対象	対象外	対象外	対象外		
展望室	対象	対象外	対象外	対象外		

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料 2 - 2

1 基本的に休止を要請する施設

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	対象外	うち1,000㎡以下施設	対象外	
大学・学習塾等	大学	対象	対象外	対象外	対象外	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	対象外	対象外	対象外	
	日本語学校・外国語学校	対象	対象外	対象外	対象外	
	インターナショナルスクール	対象	対象外	対象外	対象外	
	自動車教習所	対象	対象外	対象外	対象外	
	学習塾	対象	対象外	対象外	対象外	
	オンライン授業	対象外	対象外	対象外	対象外	
	家庭教師	対象外	対象外	対象外	対象外	
	英会話教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	音楽教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	囲碁・将棋教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	対象外	対象外	対象外	
	そろばん教室	対象	対象外	対象外	対象外	
バレエ教室	対象	対象外	対象外	対象外		
体操教室	対象	対象外	対象外	対象外		
文教施設	幼稚園	対象	対象	対象外	対象外	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	対象	対象外	対象外	
	中学校	対象	対象	対象外	対象外	
	義務教育学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等専修学校	対象	対象	対象外	対象外	
	高等専門学校	対象	対象	対象外	対象外	
	中継教育学校	対象	対象	対象外	対象外	
特別支援学校	対象	対象	対象外	対象外		

（※）「対象外」の施設については、適切な感染防止対策の実施と取組内容の可視化など「北海道スタイル」の実践を要請する。

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料 2 - 2

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	以上1,000㎡以上施設	うち1,000㎡以下施設	以上1,000㎡以上施設	
医療施設 (※1)	病院	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は、使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	臨床	対象外	対象外	対象外	対象外	
	薬局	対象外	対象外	対象外	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	接骨院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	柔道整復	対象外	対象外	対象外	対象外	
社会福祉施設等	保育所等（幼稚園型認定こども園を含む）	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	児童クラブ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	対象外	対象外	対象外	
	婦人保護施設	対象外	対象外	対象外	対象外	
その他の社会福祉施設	対象外	対象外	対象外	対象外		
生活必需物資 販売施設	卸売市場	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	食料品売場（※）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	対象外	対象外	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	対象外	対象外	対象外	
	靴屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	衣料品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
雑貨屋	対象外	対象外	対象外	対象外		
文具具屋	対象外	対象外	対象外	対象外		
酒屋	対象外	対象外	対象外	対象外		
食事提供施設	飲食店	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	料理店	酒類提供時間短縮に関する協力依頼を解除	酒類提供時間短縮に関する協力依頼を解除	対象外	対象外	
	喫茶店					
	和菓子・洋菓子店					
	タピオカ店					
	居酒屋					
	屋形船					
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）					対象外
	カプセルホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	民泊	対象外	対象外	対象外	対象外	
	共同住宅	対象外	対象外	対象外	対象外	
	寄宿舎	対象外	対象外	対象外	対象外	
	下宿	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ラブホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
ウォークリーマンション	対象外	対象外	対象外	対象外		
交通機関等	バス	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	対象外	対象外	対象外	
	レンタカー	対象外	対象外	対象外	対象外	
	電車	対象外	対象外	対象外	対象外	
	船舶	対象外	対象外	対象外	対象外	
	航空機	対象外	対象外	対象外	対象外	
物流サービス（宅配を含む）	対象外	対象外	対象外	対象外		

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧（5/25以降）

資料 2 - 2

2 基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

※石狩振興局管内とは、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の地域

カテゴリー	対象	石狩振興局管内		石狩振興局管内以外の地域		備考
		うち1,000㎡以下施設	対象外	うち1,000㎡以下施設	対象外	
工場等	工場	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	対象外	対象外	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	対象外	対象外	対象外	
	A T M	対象外	対象外	対象外	対象外	
	証券取引所	対象外	対象外	対象外	対象外	
	証券会社	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保険代理店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	官公署 各種事務所	対象外	対象外	対象外	対象外	
その他	理髪店	対象外	対象外	対象外	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	対象外	対象外	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	貸金庫	対象外	対象外	対象外	対象外	
	郵便局	対象外	対象外	対象外	対象外	
	メディア	対象外	対象外	対象外	対象外	
	貸衣装屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	不動産屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	対象外	対象外	対象外	
	貸室	対象外	対象外	対象外	対象外	
	獣医	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ペットホテル	対象外	対象外	対象外	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	プライダルショップ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	本屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	自転車屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	家電販売店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	園芸用品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	対象外	対象外	対象外	
	縫屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	100円ショップ	対象外	対象外	対象外	対象外	
	駅売店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	家具屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	対象外	対象外	対象外	
	花屋	対象外	対象外	対象外	対象外	
	ランドリー	対象外	対象外	対象外	対象外	
クリーニング店	対象外	対象外	対象外	対象外		
ごみ処理関係	対象外	対象外	対象外	対象外		

（※）「対象外」の施設については、適切な感染防止対策の実施と取組内容の可視化など「新北海道スタイル」の実践を要請する。



北海道スタイル